



政府統計

報道関係者 各位

令和 8 年 8 月 3 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調 査 官 大 村

室長補佐 柏 木

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

令和7(2025)年「労働争議統計調査」の結果を公表します

～総争議の件数は前年に比べ増加したが、争議行為を伴う争議の件数はほぼ横ばい～

厚生労働省では、このほど、令和 7 (2025) 年「労働争議統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

この調査は、我が国における労働争議の実態を明らかにすることを目的に、労働争議の発生状況、争議行為の形態や参加人員、要求事項などを調査しています。本調査では、対象となる労働争議（労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争）を「総争議」といい、争議行為が現実には発生した「争議行為を伴う争議」と解決のために労働委員会等第三者が関与した「争議行為を伴わない争議」とに大別しています。

【調査結果のポイント】

1 労働争議の種類別の状況

- 令和 7 (2025) 年の「総争議」の件数は 295 件（前回令和 6 (2024) 年調査 278 件）で、前年に比べ増加。長期的には減少傾向であるが、令和元年以降はほぼ横ばいで推移。
- このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は 77 件（同 76 件）、「争議行為を伴わない争議」の件数は 218 件（同 202 件）。

【5 頁 第 1 表、第 1 図、10 頁 附表】

2 労働争議の主要要求事項の状況（主要要求事項 2 つまでの複数回答）

- 「賃金」に関するものが 178 件（同 154 件）で、総争議件数の 60.3% と最も多い。
- 次の「組合保障及び労働協約」に関するもの 110 件（同 94 件）、「経営・雇用・人事」に関するもの 82 件（同 90 件）。

【8 頁 第 5 表】

3 労働争議の解決状況

- 令和 7 (2025) 年中に解決した労働争議（解決扱い^(注)を含む）は 218 件（同 218 件）で、総争議件数の 73.9%。
- このうち、「労使直接交渉による解決」は 45 件（同 55 件）、「第三者関与による解決」は 68 件（同 54 件）。

【9 頁 第 6 表】

注 不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決の方法がないような労働争議（支援スト、政治スト等）及び解決の事情が明らかでない労働争議等は「解決扱い」として集計している。

詳細は、別添概況をご参照ください。